

回 覧 令和6年11月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆「空き家個別相談会」の参加者を募集します ◆わくわく教室「メルカリの活用～モノを減らすために～」の受講生を募集します
	2	◆令和6年度 会計年度任用職員採用試験を行います
	3	◆「第7回みまた㊦霧島パノラマまらそん」ボランティアスタッフを募集します
〈お知らせ〉		◆「令和6年秋季全国火災予防運動」を実施します
	4	◆令和7年度 調整区域制度利用の申請を受け付けます ◆令和7年度 小規模特認校制度利用の申請を受け付けます
	5	◆11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です
〈相 談〉	6	◆12月1日(日)に町内一斉清掃を実施します ◆介護に関する入門的研修に参加してみませんか
	7	◆無料セミナー「プロが教える！通販」を開催します ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
	8	◆「こころの健康相談」を実施します ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
	9	◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、**本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。** ふるさと納税推進室

防災無線の放送内容が『フリーダイヤル』で確認できます！

フリーダイヤル ☎ 0120-71-1417 ☎ 0120-71-1418

※以前の番号から変更となりましたのでご注意ください。また、どちらの番号でも同じ内容が流れます。

「よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい」、「発令された避難情報を確認したい」という人は、電話で音声確認できます。フリーダイヤルのため、通話料金は発生しません。また、防災ポータルサイトでは文章で確認ができます。



三股町防災ポータル
サイトはこちらから

防災無線の内容以外
にも防災情報を発信
しています。

【電話で確認する際の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を、当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。
※少し時間をおいて、かけなおしてください。

【お問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎ 52-1110（直通）

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町は、LINE 公式アカウントを運用しています。
さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。



友だち登録は
こちら



募 集

◆「空き家個別相談会」の参加者を募集します

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などに伴い、空き家は増加傾向にあります。管理不全な空き家の増加抑制を目的に、町内に空き家や住居を所有している人や関係者を対象に個別相談会を開催します。

相続に関する悩みや、空き家の解体・リフォーム、中古住宅の売買などに関する相談を希望する人は、ぜひお申し込みください。

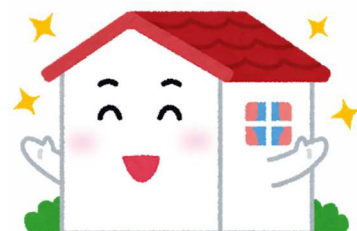
■開催日時 = 11月21日(木) 午後6時～8時(予約制)

■相談員 = 建築士、土地家屋調査士、遺品整理士、空き家アドバイザーほか

■場 所 = 町役場 4階第1会議室

■予約受付期間 = 11月1日(金)～11月20日(水)

■申込方法 = 電話または以下の二次元コードから、事前にお申し込みください。
※定数に達し次第、募集を締め切ります。



空き家相談会
申し込みはこちら

★お申し込み・お問い合わせは、
都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)
☎:52-9066(直通)をお願いします。

◆わくわく教室「メルカリの活用～モノを減らすために～」の受講生を募集します

町教育委員会では、「メルカリの活用～モノを減らすために～」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。



■講師 = 松山 秀子 先生

■教室の内容 = 家の片付けで出た不用品などを、フリマアプリ「メルカリ」で出品(販売)する際の具体的なポイントなどを学ぶ講座です。実際に講座中に1点出品するところまで行います。※整理収納教室の一環で行う教室で、スマホの操作方法などの講座ではありません。

■開催場所 = 町中央公民館 第1研修室

■対象者・定員 = 成人男女・定員なし

■日時 = 令和7年1月18日(土) 午後1時30分～3時30分

■準備するもの =

①筆記用具

②携帯電話(メルカリアプリをダウンロードしてアカウント登録まで完了の状態)

※登録方法については登録方法を記載した文書を受講決定者に郵送します。

③出品したい商品を1点

■受講料 = 250 円

■わくわく教室について =

○申込人数が10人未満の場合や申込者の7人以上が本町に在住または在勤していない場合は、開講することができません。

○定員を上回る申し込みがあった場合は抽選となります(先着順ではありません)。

■申し込み方法 =

○上記の二次元コードからの電子申請または、町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。

○受付期間:11月1日(金)～11月24日(日)

(窓口での受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです)

★お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内) ☎:52-9311(直通)
をお願いします。



申し込みはこちら

◆令和6年度 会計年度任用職員採用試験を行います

令和7年4月～令和8年3月まで勤務する会計年度任用職員の採用試験を行います。会計年度任用職員とは、業務繁忙期などに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

■採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについてだけ受験できます。申し込み後の職種の変更はできません。

種類	職 種	採用予定 人員	職 務 の 内 容
A	一般事務補助 (7時間勤務)	詳しくは町 公式サイト をご確認く ださい。	エクセル、ワードを使用した事務、 庶務や窓口業務などに従事します。
B	一般事務補助 (5時間勤務)		
C	学校事務等 (7時間勤務)		町立小中学校の学校事務などに従 事します。
D	専門職 (4.5 時間勤務～)		それぞれ専門職業務に従事しま す。

※募集職種、人数、報酬、その他福利厚生等詳しい内容は、町ホームページに掲載されている令和6年度三股町会計年度任用職員採用試験実施要領をご覧ください。

■受験資格(学歴は問いません)

(1)次のいずれか一つに該当する場合は受験できません。

(ア)日本国籍を有しない人

(イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

※専門職 D の受験希望者については、募集職種に必要とする経験、資格や免許等
を取得していなければ受験できません。詳細は町公式ホームページをご覧ください。

■試験の日時、場所及び合格発表

(1)1次試験(A・B・C・D共通)

試 験	試 験 の 日 時	試 験 場	合 格 発 表
事務能力 検 査	12月15日(日)	三股町役場	1月中旬に役場前掲示板への掲示や町公式サイトに掲載するほか、合格者にはメールで通知します。
録画面接 試 験	11月1日(火)～24日(日) までに自己PR動画を別途 提出していただきます。	各 自	

(2)2次試験(C学校事務等・D専門職のみ)

試験科目	試験の日時
人物試験	1次試験合格者に対し、別途、1月中旬から下旬に面接試験を行います

■試験の方法

試験科目	内 容
事務能力検査	正確性、速さなど、事務能力の総合的試験(50 分)
自己PR録画試験	録画による人物・識見などについての口述 ※各自で準備したカメラ機能を備えたスマートフォン、パソコン等を使って、1 分間の自己PRを録画してもらいます。申し込み後、自動送信LINEメッセージに記載されてあるURLのフォルダ内に格納してください。
人物試験(C・Dのみ)	専門職種に対する識見などの面接試験

■受験手続

(1)受験申込受付期間 11月1日(火)～ 11月24日(日)

(2)受験申し込みの流れ

① LINEでの申し込みで仮登録

受験の申し込みは、原則LINE のみでの受付となります。二次元コードから申し込みを行ってください。

②必要事項を入力し、送信を押すと、仮登録完了の自動配信 LINE が届きます。
内容に従って、本登録を済ませてください。

※お問い合わせは、
総務課職員係(2階 ①番窓口) ☎: 52-1113 (直通) にお願ひします。



◆「第8回みまた 霧島パノラマまらそん」
ボランティアスタッフを募集します



本年度も「みまたん霧島パノラマまらそん」を開催します！
過去7回の大会では町内外からたくさんのボランティアの協力をいただき、盛大に開催することができました。心からお礼申し上げます。
第8回大会も多くの参加者が見込まれますので、大会を支えるボランティアが必要です。大会コンセプトに共感し、一緒に大会を盛り上げてくれる人であれば、年齢は問いませんので、ご協力をお願いします。
応募は、次の申込先までご連絡ください。説明会や当日の詳細などは、追って連絡します。

■大会コンセプト＝

本大会を通じて参加者同士の親睦と融和を図るとともに、走ることができる喜びを共感し、健康維持や、明るい町づくりに寄与することを目的とする。

必要事項	○電話・ファックスの場合 (必須)住所・氏名・電話番号・年齢・性別 (任意)メールアドレス ○メールの場合 件名:まらそんボランティア募集 本文:住所・氏名・電話番号・年齢・性別
開催日	令和7年1月26日(日) ※雨天決行
集合・解散 予定時刻	○集合・・・午前6時45分～7時30分 ○解散・・・午後1時ごろ ※活動場所です異なります
会場	町立文化会館スタート・ゴール 本部またはコース
内容	大会本部運営・ランナー誘導・給水所運営など
支給品	朝市券・記念品ほか
募集期間	11月28日(木)まで

★お申し込み・お問い合わせは、みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会
教育委員会 教育課 スポーツ振興係内
☎:52-9312 FAX:52-9724
e-mail sports@town.mimata.miyazaki.lg.jp お願いします。

お知らせ

◆「令和6年秋季全国火災予防運動」を実施します

■実施期間 11月9日(土)～15日(金)
2024年度 全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死亡の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。
初日である11月9日は、防火意識の高揚や119番通報についての知識と理解を深める「119番の日」となっています。
火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を設置、点検しましょう。



★お問い合わせは、
都城市消防局予防課
☎:22-8884 お願いします

◆令和7年度 調整区域制度利用の申請を受け付けます

町内の小学校には、それぞれ通学区域が定められており、皆さんが住む通学区域の学校に通学することになります。

ただし、三股西小学校区の下新馬場、稗田、東植木、西植木の4地区については、調整区域制度の利用申請をして、認められた場合は、三股小学校へ通学することができます。三股小学校への通学を希望する保護者は申請をしてください。

■対象学年 = 令和7年度の新入学児童

■申請方法 = 「通学区域外通学申請書」を学校教育係窓口で提出してください。
※申請書は、学校教育係(中央公民館内)にあります。

■受入人数 = 10人程度

■申請期間 = 11月1日(金)～11月29日(金)

■許可決定 = 申請があった保護者に直接お知らせします(12月中旬頃)。

※希望者多数の場合は抽選を行います。

※申請書を提出しなければ、就学指定小学校である三股西小学校に通学することになります。

★お問い合わせは、教育委員会 教育課 学校教育係(中央公民館内)
☎:52-9314をお願いします。

◆令和7年度 小規模特認校制度利用の申請を受け付けます

小規模特認校制度とは、恵まれた自然環境の中で小規模校の特性を生かし、心身の健康・増進・体力づくりとともに、学ぶ楽しさと豊かな人間性を育てたいと希望する児童と保護者に一定の条件のもと、通学区域外からの転入学を認めるものです。



■対象学校 = 梶山小学校・長田小学校

■対象学年 = 全学年・令和7年度の新入学児童

■申請方法 = 「通学区域外通学申請書」を学校教育係窓口で提出してください。
※申請書は、学校教育係(中央公民館内)にあります。

■受入人数 = 梶山小学校 新入学児童 5人程度
他の学年 若干名
長田小学校 新入学児童 5人程度
新小学校6年生を除く他の学年 若干名

■申請期間 = 11月1日(金)～11月29日(金)

■許可決定 = 申請があった保護者に直接お知らせします(12月中旬頃)。

※希望者多数の場合は抽選を行います。

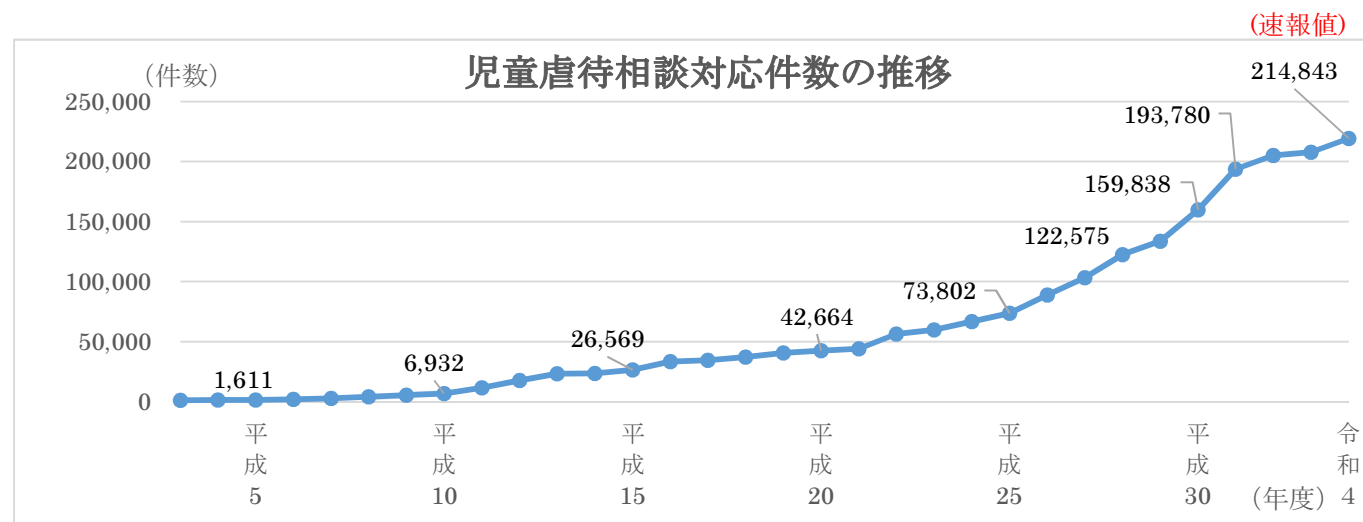
※通学については、基本的に保護者の送迎とします。スクールバスも運行していますが、定員があり、希望者多数の場合には抽選を行います。

※申請書を提出しなければ、就学指定小学校に通学することになります。

★お問い合わせは、教育委員会 教育課 学校教育係(中央公民館内)
☎:52-9314をお願いします。

◆11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です～189(いちはやく)気づいてあげて そのサイン～

令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、214,843(速報値)で、過去最多となりました。集計を始めた平成2年度から増加の一途をたどっています。※相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け援助方針会議の結果により指導や措置などを行った件数です。



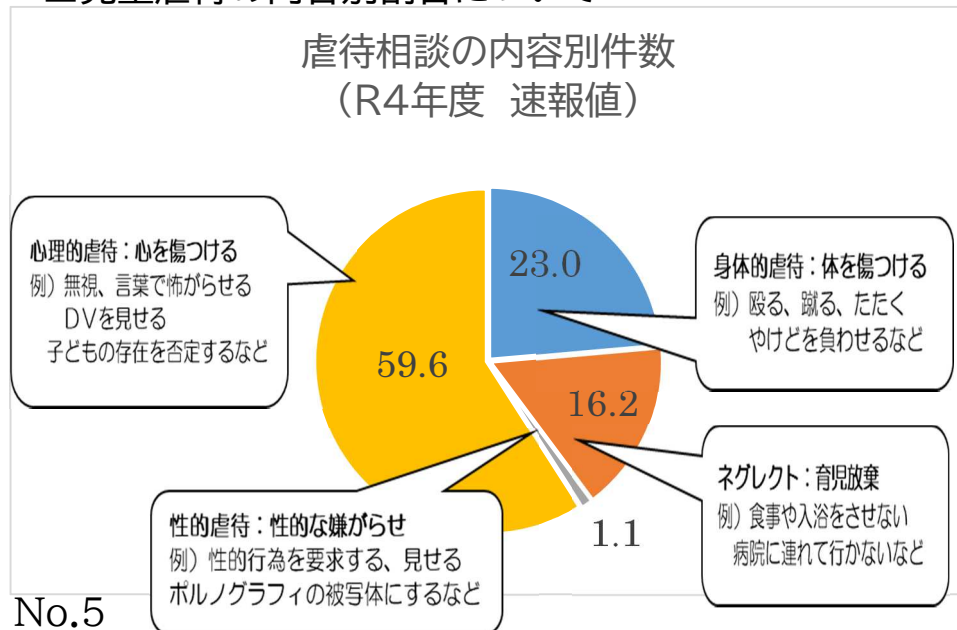
※こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」をもとに、三股町作成

■主な増加要因

児童虐待相談件数が増加した主な理由については、次のことが挙げられます

- ・心理的虐待に係る相談対応件数の増加
(令和3年度 124,724 件 → 令和4年度 128,114 件)
- ・警察などからの通告の増加
(令和3年度 103,104 件 → 令和4年度 112,311件)

■児童虐待の内容別割合について



虐待相談の内容別では、「心理的虐待」が59.6%を占めており、次いで「身体的虐待」が23%を占めています。心理的虐待の割合は、令和3年度とほぼ変化はありません。

■保護者が「しつけ」として体罰を加えることは法律で禁止されています。

保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るという重篤な結果につながるものもあります。児童福祉法などでは、体罰が許されないものであることが定められています。

全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

■子育て支援サービス、相談窓口を活用しましょう。

子育てはいろいろな工夫をしてもうまくいかないこともあります。そのようなときは、周囲の力を借りると解決することもあります。

子育ての相談窓口、町やNPOが行っているさまざまな支援、サービスの利用を検討するのも一つです。

勇気をもってSOSを出すことで、不安や悩みが軽減することもあります。

■地域で子育て家庭をあたたかく見守りましょう。

子育て家庭の様子を気にかけて、異変にいち早く気づくことが虐待の防止にも繋がります。周囲のさりげない関わりが、親子の心の支えにもなります。

子育てに悩む親の相談相手になったり、孤立させないように声かけや手伝いをするなど周囲が手を差し伸べてあげることも大切です。

- 心配になる子どもがいる、気になる家庭があるときは相談、通告をしましょう。
- ・虐待の通告は、法律により国民の義務と定められています。
 - ・相談、通告をすることは子どもを虐待から守り、保護者を救うことにもつながります。
 - ・通告した人の秘密は守られ、また匿名での通告もできます。
 - ・虐待かどうか判断に迷うようなときも、専門の機関が慎重に調査をし、判断をしますののでためらわずに相談してください。

【相談窓口】～相談・児童虐待の通告はこちらまで～
○児童相談所 全国共通ダイヤル 189(いちはやく)
○都城児童相談所 22-4294
○福祉課 児童福祉係 52-9060(直通)・36-4011(直通)

★お問い合わせは、福祉課 児童福祉係 ☎:36-4011(直通)をお願いします。

◆12月1日(日)に町内一斉清掃を実施します

快適な生活環境と美しいまちづくりのために、家庭周辺の清掃を各自治公民館や各支部、各種団体などで実施してください。

町内一斉清掃日:12月1日(日)

【12月は町内のごみ拾い推進月間です】

雑草の少ない12月の町内一斉清掃で、公園・広場や道路など町内のごみを拾いましょう。

・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。

・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。

■搬入場所 = 町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)

■搬入時間 = 午前8時～10時まで

※時間厳守をお願いします。ただし、やむを得ず時間に間に合わなくなった場合は、町最終処分場までご連絡ください。

★町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた) ☎:52-5424

■搬入できるごみ =

・清掃による不燃物

※分別して、直接搬入してください(町役場での回収は行いません)。

※処分場内では係員の指示に従ってください。

※草、^{せんてい}剪定くず、側溝の泥や火山灰を持ち込む場合は、袋に入れずに持ち込むか、処分場で袋から出してください。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階④番窓口)

☎:52-9082(直通)をお願いします。



◆介護に関する入門的研修に参加してみませんか

この研修は、介護未経験者などが介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に関わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができます。修了者には宮崎県知事名の修了書も授与されます。

■期 日 = 1日目:12月2日(月) 午前9時40分～午後4時35分
2日目:12月3日(火) 午前9時40分～午後4時30分
3日目:12月5日(木) 午前9時50分～午後3時40分
4日目:12月6日(金) 午前9時40分～午後3時40分
※昼休憩は50分間です。

※オンライン研修もあります(12月9日(月)～令和7年2月7日(金))。

■場 所 = 未来創造ステーション(都城市中町16街区15号)
※都城市立図書館2階です。

■受講料 = 無料(テキストおよび副教材支給)

■申込方法 = 町役場(高齢者支援課窓口)にある受講申込書をファクスまたは郵送でお申し込みいただくか、インターネットでお申し込みください。



★お申し込み、お問い合わせは、

公益財団法人 介護労働安定センター 宮崎支部

宮崎市高千穂通2丁目1番2号 睦屋第3ビル4F

☎:0985-31-0261 ファクス:0985-31-0335

をお願いします。

◆無料セミナー「プロが教える！通販」を開催します

今や商品購入手段の主流ともいえる、ネットを介した「通信販売」は、安価で購入できたり、ポイントがもらえたりと便利でお得な特典がたくさんあります。しかしその反面、さまざまな注意も必要です。そこで、通信販売のプロから、通販についてのアレコレを学ぶことができるセミナーを開催します。

通販を利用する人はもちろん、通販を使って商品を販売する事業者の人も大歓迎です♪

■テーマ = 「プロが教える！通販」

■日 時 = 12月8日(日)午前10時～11時30分

■講 師 = 三浦千宗(日本通信販売協会 理事・事務局長)

■場 所 = 町総合福祉センター 元気の杜
三股町大字樺山3384-2

■料 金 = 無料 ※事前予約制です。

■その他 = 講師はオンラインで参加します。参加者にはエコバッグやペンなどをプレゼントします。

正しい使い方を学んで、
便利に買い物を楽しみま
しょう♪



★お申し込み、お問い合わせは
町福祉・消費生活相談センター ☎52-0999にお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します(120回分)。

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
にお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	11月21日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関する事 (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関する事
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504 ファクス:23-0551
をお願いします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「**成年後見制度の概要や利用方法**」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。
また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 11月28日(木)

■時 間 = 午後1時～4時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、ほかの相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	11月16日(土) 毎月第3土曜日
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町立図書館 多目的ルーム
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります。) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、
代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、 町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。